

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【公開番号】特開2019-33452(P2019-33452A)

【公開日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-008

【出願番号】特願2017-154761(P2017-154761)

【国際特許分類】

H 04 W	84/10	(2009.01)
A 61 B	5/022	(2006.01)
H 04 W	4/38	(2018.01)
H 04 W	28/06	(2009.01)
A 61 B	5/00	(2006.01)

【F I】

H 04 W	84/10	1 1 0
A 61 B	5/02	6 3 0 Z
H 04 W	4/04	1 9 0
H 04 W	28/06	1 1 0
A 61 B	5/00	G

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月13日(2020.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

データ受信装置と通信するデータ送信装置であって、

第1の差センサデータを含む片方向通信用の第1のパケットを生成する送信制御部と、前記生成された第1のパケットを送信する送信部とを具備し、

前記第1の差センサデータは、センサによって測定された第1のセンサデータと当該第1のセンサデータに関連付けられる基準値との差であり、

前記送信制御部は、前記基準値が複数のプリセット基準値のうちのいずれであるかを表示する識別子をさらに含むように前記第1のパケットを生成し、

前記プリセット基準値と識別子との対応関係は、前記データ受信装置の初期設定時に前記データ受信装置に設定される、

データ送信装置。

【請求項2】

前記送信制御部は、第2の差センサデータをさらに含む前記第1のパケットを生成し、

前記第2の差センサデータは、前記センサによって測定された、前記第1のセンサデータとは異なる第2のセンサデータと前記基準値との差である、

請求項1に記載のデータ送信装置。

【請求項3】

前記送信制御部は、前記第1の差センサデータのデータサイズが前記第1のセンサデータよりも大きい場合には、前記第1のセンサデータを含む片方向通信用の第2のパケットを前記第1のパケットの代わりに生成し、

前記送信部は、前記生成された第2のパケットを送信する、  
請求項1または請求項2に記載のデータ送信装置。

【請求項4】

前記第1のセンサデータは、生体データである、請求項1乃至請求項3のいずれか1項に記載のデータ送信装置。

【請求項5】

データ送信装置と通信するデータ受信装置であって、

複数のプリセット基準値を記憶する記憶部と、

第1の差センサデータと、当該第1の差センサデータに関連付けられる基準値が前記記憶された複数のプリセット基準値のうちのいずれであるかを表す識別子とを含む片方向通信用の第1のパケットを受信する受信部と、

前記記憶された複数のプリセット基準値のうち、前記受信された第1のパケットに含まれる前記識別子の表すプリセット基準値を選択し、当該選択されたプリセット基準値に前記受信された第1のパケットに含まれる前記第1の差センサデータを加算して当該第1の差センサデータの元となる第1のセンサデータを復元する復元部と

を具備し、

前記第1の差センサデータは、前記第1のセンサデータと前記基準値との差であり、

前記プリセット基準値と識別子との対応関係は、前記データ受信装置の初期設定時に前記データ受信装置に設定される、

データ受信装置。

【請求項6】

前記第1のパケットは、第2の差センサデータをさらに含み、

前記復元部は、前記基準値に前記受信された第1のパケットに含まれる前記第2の差センサデータを加算して当該第2の差センサデータの元となる第2のセンサデータを復元し、

前記第2の差センサデータは、前記第2のセンサデータと前記基準値との差である、

請求項5に記載のデータ受信装置。

【請求項7】

前記第1のセンサデータは、生体データである、請求項5または請求項6に記載のデータ受信装置。